

閲覧用

南小国町農業委員会総会会議録

平成2年4月10日開会

熊本県南小国町

令和2年度南小国町農業委員会4月総会

1. 開催日時 令和2年4月10日(金)午前10時10分から午前10時30分
2. 開催場所 南小国町役場 議場にて
3. 出席委員 (9人)

1番 杉 安 申 歳 委員	2番 佐 藤 省 市 委員
3番 松 崎 久美子 委員	4番 下 城 孔志郎 委員
5番 佐 藤 竹 良 委員	6番 村 上 文 秋 委員
8番 北 里 丈 夫 委員	9番 穴 井 堅 委員
10番 武 田 時 吉 委員	
4. 欠席委員 (1名)

7番 河 津 篤 委員

5. 南小国町農業委員会憲章唱和
6. 会議録署名委員の指名 (9番委員、10番委員)
7. 議案第 1 号 農地法各条関係審議について
8. 議案第 2 号 令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について
9. 議案第 3 号 南小国町農地賃借料情報について
10. 議案第 号 その他
11. 職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局 長 本 田 圭 一 郎
事務局 職員 佐 藤 亮

○会長

おはようございます。

それでは南小国町農業委員会の4月の総会をただ今から開会いたします。

本日は7番の河津 篤委員が欠席の届けが出ております。定足数に達しておりますので総会は成立をしていることを報告をいたします。

本日は事務局から話がありましたようにですね、新型コロナウイルスということで皆さんもマスクをしているということで、聞き苦しいところもあると思います。それに伴いましてですね、日程第1の南小国町農業委員会憲章唱和は省略を致します。本日の総会も速やかに審議していただき、終わりたいと思いますので皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは日程第2の会議録署名委員の指名を行います。

9番 穴井 堅委員。10番 武田時吉委員にお願いいたします。

議案第1号 農地法各条関係審議について

それでは日程第3「議案第1号 農地法各条関係審議について」を上程いたします。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局長

はい。まず1ページをお願いいたします。

【議案第1号 農地法各条関係審議について詳細に説明】

本日は3条案件が1件、5条案件が1件となっております。

2ページをお願いいたします。

番号1 譲渡人(〇〇〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件 大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。地目 畑。面積370㎡。同じく〇〇〇〇〇〇〇〇。地目 畑。面積912㎡。合計 畑2筆1,282㎡になります。所有権移転になっておりまして、譲受人経営規模拡大のための贈与という形になっております。

お手元に現地の写真、それと次のページに位置図を添付させていただいております。

この案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上です。

○会長

事務局から説明ありがとうございました。

担当地区は私が地元でありますので、私の方から説明をさせていただきます。

譲受人のですね〇〇〇〇氏が私の方にお出でいただきましてですね、〇〇〇〇氏よりですね申請物件の畑2筆をですね贈与したい旨の話があったところでございます。説明の内容を伺いましたところですね当該農地、

034㎡。合計2筆1,097㎡。転用の理由としまして、経営する製材所の資材置き場不足のため、というふうになっております。

農地区分につきましては、中山間地域で小集団の生産性が低い農地であることから第2種農地と判断します。

次のページに位置図、それと現況の写真をお手元の2枚目の資料になっております。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございました。続きまして担当地区委員から説明をお願いします。

(8番委員手をあげる。)

はい。8番 北里丈夫委員。

○8番委員

はい。説明を申し上げます。

○○○○さんと○○○○君は親子関係です。今、○○○○君が製材所を経営しております、製材所の裏に田んぼがあったものですから、そこに木材の置き場とかちょっとそれが不足しておるということで、そこにですね田んぼのところに、田んぼと畑のところに製材所の木材なんかを置く資材置き場にしたいということで申請が出されておりますので、これはなんらいいものと思いますのでよろしく願いいたします。

○会長

はい。ただ今事務局並びに担当地区員から説明がございました。

この件について何か質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

ないというようなご意見でございますので、採決に移りたいと思います。

5条受付番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。5条受付番号1について許可相当とすることといたし、県に進達をすることと致します。

議案第2号

令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について

続きまして日程第4「令和2年南小国町農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。6ページをお願いいたします。

【議案第2号 令和2年南小国町農用地利用集積計画の

決定について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

受付コード 02022 登録区分 新規

利用権の設定を受けるもの ○○○○氏。大字○○○○○○○-○。利用権の設定をするもの ○○○○氏。大字○○○○○○○-○。

利用権を設定する土地 大字中原字原肥2465。現況地目 田。面積1,341㎡。設定する利用権 利用内容は水稻で期間が令和2年4月1日から令和6年3月31日までの5年間。利用権の種類が賃借権となっております。利用権の設定等を受ける○○○○氏の経営状況等としまして、年齢64歳。農作業従事日数250日。詳細は以下のとおりでございます。

続きまして次のページをお願いいたします。

受付コード 02023 登録区分 新規

利用権の設定を受けるもの ○○○○氏。大字○○○○○○○-○。利用権の設定をするもの ○○○○氏。大字○○○○○○○。

利用権を設定する土地 大字中原字田尻1066-2。現況地目 田。面積1,756㎡。設定する利用権は利用内容が野菜。期間が令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間。利用権の種類が賃借権となっております。○○○○氏の経営の状況等としまして、年齢65歳。農作業従事日数300日。詳細は以下のとおりでございます。

続きまして 受付コード 02024 登録区分 新規

利用権の設定を受けるもの ○○○○氏。○○○大字○○○○○○○。利用権の設定をするもの ○○○○氏。南小国町大字○○○○○○○-○。利用権を設定する土地 大字○○○○○○○○○○○-○。現況地目 田。面積4,082㎡。設定する利用権としまして、利用内容が水稻。期間が令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間。利用権の種類が賃借権となっております。○○○○氏の経営の状況等としまして、年齢65歳。農作業従事日数250日。詳細は以下のとおりでございます。

以上でございます。

○会長

はい。ただ今利用権設定の受付コード02022から02024までの3件について一括して質疑を受けたいと思います。

質問等ございませんでしょうか。

(8番委員手を挙げる)

はい。8番北里委員。

○8番委員

はい。2022の○○○○君と○○○○君ですね、これを見よったら○○○君の方に同意印と捨印がないんですね。これはコピーばってんか原本はあるとよな。それとその次のページがですね、○○○○さんのとこ

ろで字名の池田が田尻になっちよる。畑が田になっちよる。1, 500が1, 756に訂正してあるですね。印鑑はちゃんと押してあるな。最後の〇〇〇〇さんとも二本線で消してあるところはちゃんと訂正印押してあるな。

○会長 事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局からです。

まず一枚目のほうはですね、印鑑はちょっと見えづらくてですね、印鑑は押してあります。よく見てみると陰影が少しだけ見えると思うんですけど、印刷の関係で薄くなっております。02023と02024の訂正の件なんですけれども、捨印を押していただいている文章というのは事務局のほうで訂正をしてかまわないという意味の捨て印になってますので、訂正したところにですね一つ一つ印鑑を押す必要がございません。なので捨印がある場合は事務局のほうで、台帳確認をして訂正をしております。

以上です。

○8番委員 はい。わかりました。

○会長 他に質問ございませんでしょうか。質問ございませんか。

ないようでありますので採決に移りたいと思います。

利用権設定の受付コード02022から02023、02024について決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますのでこの利用権設定については決定することといたし南小国町町長へ報告をすることといたします。

議案第3号 南小国町農地賃借料情報について

続きまして日程第5「議案第3号 南小国町農地賃借料情報について」上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 はい。10ページをお願いいたします。

【議案第3号 南小国町農地賃借料情報について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

南小国町農地賃借料情報 平成31年1月から令和元年12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は以下のとおりとなっております。 令和2年4月10日 南小国町農業委員会

平均額15,900円、最高額50,000円、最低額5,000円、データ数72となっております。

参考としまして、平成30年の平均額14,200円、最高額54,000円、最低額5,400円、データ数69となっております。

注意事項としまして下記に3つの事項が記載されておりますけども、お読みいただければというふうに思っております。

以上です。

○会長 事務局から説明がございましたけれども、質問等ございませんでしょうか。

(4番委員手をあげる)

4番 下城委員。

○4番委員 これについてはよくわかるんですが、こういう中山間地における他の地域、県全体とか、そういうところの平均値とかいうのが解ればありがたいなど。

○会長 はい。事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。こちらのですね賃借料情報は各農業委員会の方で設定する金額になりますので、各農業委員会のホームページ等でですね公表されていれば情報収集ができるんですけども、それをしていない場合はちょっと困難かなと感じております。ただ阿蘇管内等でどのくらいかという調査をですね、お示しするというのは可能かと思っておりますので、必要であれば仰っていただければ対応したいと思います。

以上です。

○会長 今事務局から言いましたようにですね、本来これは賃借料というのは情報公開をするようになっておりますので、各市町村のホームページ等で公開はみなしてあると思います。

もちろん会議録等も載っておりますので公表してもいい。ただ、取り纏めはですねした資料はございません。事務局の方から出来る範囲でですね調べていただきたいと思っております。

他に質問等ございませんでしょうか。

はい。ないようでありますので、この件については南小国町農地賃借料情報については情報の提供をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますのでこの南小国町農地賃借料情報については決定することといたします。

そ の 他

本日の議案はこれで終わりましたけれども、その他何かございませんでしょうか。

直接案件の関係ありませんけれども、もし事務局から教えていただけるのであれば、南小国町の農地の販売のだいたい平均値どのくらいで今取引されているかということをお聞きしたいと思いますよろしいでしょうか。報告できれば。

○事務局

ご質問の件ですけれども、令和元年度に一年間ですね農地法第3条の売買で価格の記載があるもの、またこちらから確認して確認が取れたものの金額を集計しております。

第5条のですね、農地の売買。転用目的の売買は除いた額で集計しております、平均がだいたい20万円ぐらいです。反当たり20万円で取引がなされております。詳細はですねまた資料がございますので、必要があればお示ししたいと思います。

○会長

情報は公開いたしませんので、見るだけ程度にさせていただきたいと思います。現状が今ですねどういう状況であるかというのをですね農業委員さん方にもわかっていただいた方が、やはり今高齢者等で耕作放棄地をつくらないとかいろんなことが出てきておりますので何かあったときには、もちろん役場に聞いてくださいというのが一番無難でしょうけど、ひとつの参考になるのではないかと思ったので質問したところです。

(事務局手をあげる)

事務局どうぞ。

○事務局長

ちょっと一点補足なんですけど、あくまでも20万というのは平均数値ですから土地の状況等によっても変わるかと思えます。必要であれば、例えば最低、最高をちょっと、手元に資料はないんですが改めて最高と最低を出したうえで数値をお示しした方が、実際の売買等においての実務とか何らかの関わりの際にはそういった数値があった方が良いかと思えますのでまた提供したいと思います。

○会長

もちろん赤馬場地区の真ん中中心部と山間地ではですね考え方が全く違います。こういうところは高いですけど山間地になったところはかなり安いところがあるというようなことでございます。

他にございませんでしょうか。

はい。ないようでありますので本日の総会はこれで閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

会議の内に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年4月10日

南小国町農業委員会会長

署名委員 9番委員

署名委員 10番委員

会議録調整者 佐藤 亮

本誌表紙共 枚